

令和6年度理事会後の重要連絡事項等

1 自衛隊茨城地方協力本部からの依頼・連絡

- (1) 隊員募集協力の際は本日、茨城県地方協力本部 部長が説明された「自衛隊の処遇改善」の資料を活用されたい。
- (2) 自衛隊茨城地方協力本部が協力・支援する対象の条件は次の通り
 - ① 「〇〇自衛隊家族会」の名称に変更した組織であること。
 - ② 「県自衛隊家族会に所属」している会員であること。

2 令和6年度 茨城県自衛隊家族会 理事会での承認可決事項

- (1) 新理事及び新監事の承認
 - ア 新理事として2名（高萩市、城里町）の会員が承認されました。
 - イ 新監事として1名（阿見町）の会員が承認されました。
 - ウ 地区家族会の日立市（十王町）家族会が1月28日付で解散されました。
- (2) 令和6年度事業報告・収支決算報告が承認されました。
- (3) 令和7年度の事業計画案・収支予算案が承認可決されました。
- (4) 表彰（県会長表彰・感謝状合計3名、全国表彰推薦1名）が承認可決されました。
- (5) 総会の開催日（6月3日）・場所（ホテルビュー水戸）が承認・可決されました。

3 部隊研修・防衛講話等に関する茨城地本への依頼手続きについて（統制）

- (1) 「県自衛隊家族会会長が茨城地方協力本部長へ依頼する。」ことになりました。
- (2) 部隊研修は、努めて地区協議会G Pごとに行うことになりました。
- (3) 各地区は依頼希望を実施日の3箇月以前に県会長に上申することになりました。

4 県家族会組織の（公社）自衛隊家族会定款に添った体制への是正について（実施）

令和7年3月31日までに次の是正を行うことになりました。

ケース1 「〇〇家族会」に名称を変更しない地区（〇〇自衛隊後援会等）の場合地区家族会が解散した状態と同等と認め、会員は退会したものとします。

ただし、期限までに「〇〇家族会」を結成するか、現会員が「県家族会直轄」を希望する場合はその限りではありません。

ケース2 地区家族会に「県所属でない会員」が在籍する場合

「県所属でない会員」は「県家族会の名簿から完全に削除」します。地区家族会の名簿からも抹消することを求めます。

5 自衛隊家族会会員への申込み手続きについて（統制）

（公社）自衛隊家族会定款に掲載されている手続きにより行います。

このため、現在、手続き中のものも含め、入会者の承認は県自衛隊家族会会長が行います。

県自衛隊家族会のホームページからの入会申込みでも可とします。

県家族会長の入会承認完了後、地区家族会長にその旨の通知を行います。

6 地区家族会会員のメールアドレスの提出について（依頼）

メールアドレスは、会員の皆様に適時に情報提供するために必要と考えております。

また、地区家族会の会長・事務局の業務の軽減にも寄与するものと思います。

令和7年度の「県自衛隊家族会の総会へのご案内」を地区会長宛（郵送）以外は努めてメール配信で実施する予定ですのでメールアドレスの提供をお願い致します。

提出期限を令和7年2月28日とします。

7 地区家族会から提出される名簿の記載項目について（統制）

県自衛隊家族会長の職務には、会員の入会・退会の承認があり、名簿を掌握する義務があります。名簿は会員の所在・連絡手段等の記載がなければ会員の特定及び情報提供等ができません。

このため、次の項目を記入することにします。

なお、個人情報保護との理由から氏名のみ名簿しか提出せず、改善が見込まれない地区は、その地区が解散したものと認め会員は退会したものとします。

- ① 氏名（ふりがな）
- ② 郵便番号、住所
- ③ 電話番号
- ④ メールアドレス（保有している会員）
- ⑤ 男女の別
- ⑥ ご家族が自衛隊員である有無
- ⑦ 入会年月日（表彰等の選考に必須）